

京都精華大学情報館規程

1996年12月21日 制定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、「学校法人京都精華大学組織および運営に関する規則」および「京都精華大学学則」に基づき、京都精華大学(以下「本学」という。)の情報館に関する基本的事項について定める。

(目的)

第2条 情報館は、本学の教育および研究活動に必要な情報を系統的に収集・整理・保存して、学生および教職員の利用に供するとともに、利用者が必要とする情報の生産・流通・発信に資することを目的とする。

2 情報館は、主に情報サービスを目的とした図書館の施設を運営することにより、教育・表現を幅広く支援する総合情報センターとして位置づける。

3 情報館の施設と資料は原則として一般に公開し、地域社会と大学の交流に資することとする。

第2章 組織

(構成)

第3条 情報館に図書館部門を置く。

2 情報館は、情報館施設の管理運営を担当する。

(情報館長)

第4条 情報館に、情報館長を置く。

2 情報館長は、情報館を代表し、情報館の運営に関する事項を統括する。

3 情報館長は、学長の起案に基づいて教育職員の適任者に理事長が任命する。

4 情報館長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(情報館長の職務)

第5条 情報館長は、情報館管理運営委員会の審議結果について開催の都度、学長に議事録を添えて報告あるいは提案を行わなければならない。

2 情報館長は、各年度の委員会活動について、年度末に学長に報告しなければならない。

(情報館管理運営委員会)

第6条 情報館の管理運営に関する事項を、全学的な立場と総合情報センターの視野に立って審議するために、情報館管理運営委員会を置く。

2 情報館管理運営委員会については別に定める。

(事務)

第7条 情報館の業務および関連委員会の事務は、学長室グループが担当する。

第3章 資料の収集および管理

(収集および管理)

第8条 情報館が取り扱う資料の収集および管理については別に定める。

第4章 情報館の運用

(運用)

第9条 情報館は、第2条に定める目的を達成するために必要な活動を行う。

2 情報館の管理する施設の利用については別に定める。

3 情報館の管理する資料の利用については別に定める。

4 情報館の管轄する業務の運用については別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、情報館管理運営委員会の議を経て、常務理事会が行う。

附 則

1 この規程は、「図書情報館構想・運営検討プロジェクトチームの答申書(1996年7月15日)」をもと

に、図書情報館から情報館への組織変更に伴い、従来の「図書情報館規程」を廃止して新たに制定するものである。

- 2 1996年12月21日に制定し、1997年4月1日に施行する。
- 3 2001年3月24日に改定し、2001年4月1日から施行する。
- 4 2003年3月29日改定・施行
- 5 2005年4月5日改定・施行
- 6 2006年4月3日改定・施行
- 7 2009年3月23日に改定し、2009年4月1日から施行する。
- 8 この規程は、「京都精華大学情報館運営会議規程」「京都精華大学情報館図書館部門運営委員会規程」「京都精華大学情報館メディアセンター部門運営委員会規程」「京都精華大学情報館博物館部門運営委員会規程」を廃し、2017年5月8日から改定・施行する。
- 9 2021年3月29日に改定し、2021年4月1日から施行する。
- 10 2024年8月5日改定・施行